

## お知らせ

地方税法の一部改正により、寄附金税制が変わり、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

これが、「ふるさと納税」と言われているものです。

### ふるさと納税って何？

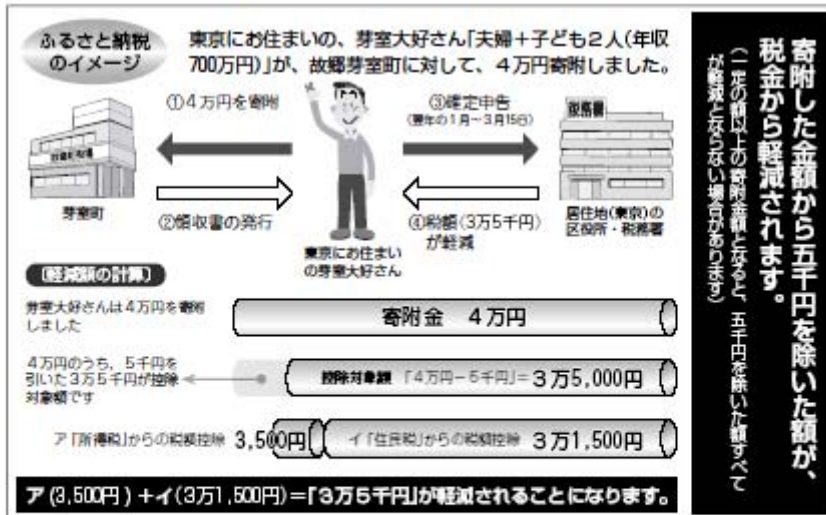


- 自分の生まれ育った「ふるさと」の力になりたい
- 自分との関わりが深い地域を応援したい

その「想い」を都道府県や市町村に対して「寄附金」という形で応援した場合に、住民税や所得税が軽減される制度です。

### どんな制度なの？

都道府県や市町村に対する寄附金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限に、所得税と合わせて控除されます。



### 寄附先には制限があるの？

都道府県・市町村であればどこでも構いません(出身地や過去の居住地などには限定されません)。

### 寄附いただいたお金は、何に使うの？

寄附された方の想いを尊重します。  
例えば、寄附者が「子どものために使ってほしい」という想いがあれば、その分野の予算に使用します。

## 芽室町へ「ふるさと納税」を希望される方へ

芽室町の出身の方あるいは当町のまちづくりにご賛同頂ける方で、「寄附金」(いわゆるふるさと納税)という形で当町を応援して下さる方は、次のいずれかの方法によりお願いいたします。

### ●現金持込払

来庁時に領収書を発行いたします。（来庁される時間帯により、後日郵送となる場合があります。）

●現金書留払

別添の寄附申込書に必要事項をご記入の上、寄附金を添えて下記「問い合わせ先」まで郵送をお願いします。誠に恐れ入りますが、郵送料はご負担をお願いいたします。領収書を後日郵送いたします。

●納付書払

別添の寄附申込書に必要事項をご記入の上、下記「問い合わせ先」まで郵送をお願いします。誠に恐れ入りますが、郵送料はご負担をお願いいたします。納付書を郵送いたしますので、最寄りの指定金融機関窓口にて寄附金を納めてください。窓口で領収書をお受け取り下さい。

●寄附申込書（Word ファイル）

【問い合わせ先】

芽室町役場総務課総務係

住 所 〒082-8651 北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 1 4 番地

電 話 0155-62-9720 FAX 0155-62-4599

E-mail s-soumu@memuro.net